

当案内及び過去に発行した案内は弊社ウェブサイト(<http://www.medience.co.jp/>)よりPDF形式にてダウンロードできます。

「クロストリジウム・ディフィシル抗原」 検体提出に係るお願い

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記項目は糞便を材料としてクロストリジウム・ディフィシル菌由来毒素を検出するものですが、検体ご提出時の状態不良により検査実施が困難となる例が散見されます。

つきましては、適切な検体の取り扱い方を改めてご案内させていただきますので、宜しくご理解・ご協力の程お願い申し上げます。

敬具

記

対象項目

- [2939]クロストリジウム・ディフィシル抗原 (Toxin A・B)

適正な検体取り扱い事項

- 検体の必要量について
糞便 1g をご提出下さい(半固形・固形状便の場合は小指大、液状便の場合は1mLが目安です)。検査には最低量0.4gの検体を必要とします。これに満たない場合、試薬が保証する検出感度を確保できないため、検査を実施することが困難になります。本検査の結果は定性判定であるため、検出感度の保証が大変重要であることをご了解下さい。
- 提出容器について
提出容器には、添加物を含まないプレーンの採便容器(容器番号: 29)をご使用下さい。
現行の弊社『総合検査案内』では当該項目の指定容器種別がご理解いただきにくい記載となっておりますので、上記容器である旨を明確に指定するよう改めます。洗浄剤、保存剤、培地を含む容器は検査結果に影響を及ぼすことがあるため、避けて下さい。
- その他
高度な脂肪や粘液、血液を含む検体は検査結果に影響を及ぼす可能性があるため、お避け下さい。